

令和元年第10回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 令和元年10月29日(火)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員 教育長 麻生川 敦 委員 浅野 憲隆
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子
委員 根來 興宣
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 松岡 秀樹
理事兼学校教育課長 丸田 浩之
生涯学習課長 中野 裕夫
文化財課長 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 見立屋 雅子
教育総務課主事 小林 成伍
- 8 開会の時刻 午後1時
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
臨時代理事務 臨時代理の報告について(議会の議決を経るべ
き事件の議案の作成に係る意見)
報告第18号
議案第17号 指定管理者の候補者について
日程第5 その他

教育長

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第10回定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和元年第9回定例会の議事録について、承認を求めます。
議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、浅野委員、根來委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。副教育長。

副教育長

それでは諸般の報告を申し上げます。

資料の1ページをお願いいたします。令和元年第9回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

まず、教育総務課関係ですが、9月20日に開会した「令和元年第3回多賀城市議会定例会」は、10月15日で26日間の会期が終了しました。一般質

間は、10月11日、15日の2日間行われ、教育委員会関係は4名から4件の質問がありました。

10月1日、第3回市議会定例会で任命に同意された麻生川教育長及び樋渡奈奈子委員に対し、市長から辞令の交付がありました。

10月9日及び10日、友好都市の福岡県太宰府市との交流事業「太宰府市中学校『ふるさと・夢プロジェクト』」が実施され、太宰府市の中学校4校から中学生8名が多賀城市に来訪しました。太宰府市の生徒たちは、9日に東日本大震災の市内等の被災現場を視察し、10日に多賀城中学校の生徒たちと交流し、お互いのまちの歴史や文化等を知る機会となりました。

10月11日、台風19号の接近に伴い多賀城市災害警戒本部が設置され、翌12日に災害対策本部に移行されました。市立小中学校児童生徒に係る被害報告はありませんでした。

次に、学校教育課関係ですが、9月28日、「子ども110番の家推進会議」が市民活動サポートセンターで開催され、青少年健全育成に関する情報交換が行われました。

10月18日、「多賀城市いじめ問題対策連絡協議会」を市役所で開催し、本市におけるいじめの実態及び学校でのいじめ防止の取組などについて情報交換を行いました。

10月20日、「多賀城市父母教師会連合会セミナー」が多賀城八幡小学校で開催され、食育に関する講演に約200名が参加しました。

10月25日から27日まで、本市の中学生等が福岡県太宰府市を訪問する「多賀城市と太宰府市の中学生交流事業」を実施し、太宰府中学校で家庭科の合同授業に出席し、太宰府市の名産品「梅ヶ枝餅」を協働で作るなど交流を図りました。

市内中学校の「校内合唱コンクール」は、10月4日に高崎中学校、10月16日に東豊中学校、10月17日に多賀城中学校、10月18日に第二中学校が、それぞれ文化センターで開催しました。

「運動会」は、多賀城小学校で10月12日に予定しておりましたが、台風19号の影響で10月15日に延期して行われました。

市内小学校の「学習発表会」は、天真小学校で10月12日に予定しておりましたが、台風19号の影響で10月15日に延期して行われました。また、10月19日に山王小学校、城南小学校、多賀城八幡小学校で行われ、10月26日に多賀城東小学校で行われました。

来年度新入学児童を対象とした「就学時健康診断」は、10月17日の多賀

城東小学校を皮切りに、10月29日に山王小学校、11月1日に多賀城小学校、11月13日に天真小学校、11月15日に城南小学校、11月20日に多賀城八幡小学校の順で実施します。対象児童数は、10月1日現在、全小学校で576名となっており、昨年度と比較し44名の増となっております。

各中学校の「職場体験」は、市内事業所を中心に実施され、10月24日から25日まで高崎中学校の生徒が職業に関する学習に取り組みました。10月28日から29日まで東豊中学校、10月30日から31日まで多賀城中学校、11月6日から7日まで第二中学校が実施予定です。市役所でも84名の中学生を受け入れる予定です。

次に、生涯学習課関係ですが、10月16日、東北学院大学と多賀城市との連携事業「秋期 地域市民のための大学公開講座」の閉講式が東北学院大学工学部で行われました。全5回の講座には延べ190名が出席し、受講登録者45名のうち41名に修了証が授与されました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

次に、文化財課関係ですが、9月30日、歴史的食文化体験学習の一環として、蕎麦の刈取りを特別史跡多賀城跡内の市川字大畑地区で実施し、城南小学校6年生108名が参加しました。

10月1日、「全国史跡整備市町村協議会役員会及び総会」が奈良県橿原市で開催され、市長、文化財課長が出席しました。総会では、平成30年度事業報告、収支決算報告及び令和元年度事業計画、収支予算、次期第55回大会開催地、福岡県太宰府市などが承認されました。

8月24日から開催していた、令和元年度資料展「地域の文化財―大代・笠神・下馬村」が10月20日に終了し、50日間で1,156名の入館者がありました。

10月23日、歴史的食文化体験学習の一環として、古代米の刈取りを特別史跡多賀城跡内の市川字館前地区で実施し、城南小学校5年生126名が参加しました。

以下3ページから、社会教育事業等の開催状況でございまして、3、4、5ページの下の方を御覧いただきたいと思います。こちらが、社会教育事業等の開催状況でございまして。朗読は省略させていただきます。令和元年10月29日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それではただいまの報告について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

臨時代理事務報告第18号 **臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見）**

教育長

次に、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第18号「臨時代理の報告について」を議題といたします。

内容につきましては、副教育長から説明をいたします。副教育長。

副教育長

それでは、議案資料7ページを御覧いただきたいと思えます。

臨時代理事務報告第18号「臨時代理の報告について」御説明を申し上げます。

これは、9ページにございますように、市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、「議会の議決を経るべき事件の議案の作成について」意見を求められましたことから、令和元年10月7日に臨時代理により回答したので、報告するものです。

8ページを御覧願います。

こちらが、臨時代理書でございまして、「議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見ついて」、異議ない旨回答しております。

再度、9ページを御覧いただきたいと思えます。9ページですが、1の対象工事4件は、市議会に提案された工事請負契約の締結の議案でございまして、それぞれの議案とも、10月15日に開催された第3回市議会定例会本会議で承認を得て、同日付けで本契約を締結しております。

1件目の「平成30年度小中学校エアコン整備(その1)工事」から、それぞれ、工事請負契約の内容等につきまして、11ページ以降で、順に御説明いたします。

まず、11ページを御覧ください。

平成30年度小中学校エアコン整備(その1)工事を含む4件の工事についてですが、下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この地方自治法第96条の規定ですが、地方自治体が工事又は製造の請負をする場合に、どういうものについて議会の議決を受けるかを定めたものでございます。

これは、この地方自治法の規定に基づいて、市条例で定められておりまして、金額として、1億5,000万円以上の工事の請負については、議会の議決を受けなければならないと定められておりますので、今回、市議会の定例会に提案したものでございます。

今回のエアコン工事につきましては、できるだけ早い時期での工事完了、稼働を目指すことから、3件の工事に分割しているものでございます。

今回の3件の工事につきましては、多賀城市工事請負業者選定委員会における審査の結果、工事の規模及び技術的特性等を総合的に考慮し、多賀城市建設工事共同企業体運用基準による電気及び管工事をそれぞれ主とする地元企業の2社を組み合わせ、特定建設工事共同企業体の編成とし、多賀城市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱に基づく、「制限付き一般競争入札」により行うことと決定されました。

1の契約の目的ですが、平成30年度小中学校エアコン整備(その1)工事でございます。2の契約の方法は、特定建設工事共同企業体による制限付き一般競争入札です。3の契約金額ですが、入札価格に消費税10%相当額を加えた金額で、2億2,110万円でございます。4の契約の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

以上が、議案の内容となりますが、13ページから資料に基づき、入札の状況、工事の概要について御説明いたしますので、13ページをお願いいたします。

まず、入札執行調書でございます。入札件名は、平成30年度小中学校エアコン整備(その1)工事でございます。施工場所は、多賀城市伝上山一丁目1番1号外3か所でございます。入札は、9月25日に行われ、入札の結果は調書のとおりでございます。

次の、14ページをお願いいたします。

工事概要書でございます。1の件名ですが、ただいま申し上げました、平成30年度小中学校エアコン整備(その1)工事でございます。2の施工場所は、多賀城市伝上山一丁目1番1号外3か所であり、施工学校は、4で申し上げます。3の工事期間は、契約締結日の翌日から令和2年3月31日まででございます。

ます。4の工事概要でございますが、その1から、その3まで、各学校ごとの、初期費用であるイニシャルコストと、維持、運営費用であるランニングコストから試算いたしました、「ライフサイクルコスト算定」等の検討を行った結果により、電気、LPガス、都市ガスの3種類の動力源から、それぞれの学校に合わせた動力源を選定したものであり、学校名、動力源、設置教室数等を記載しております。

(1)は、多賀城小学校で、LPガス式による普通教室及び特別支援学級の、計24室です。(2)は、多賀城東小学校で、電気式による、普通教室以下記載の計22室です。(3)は、天真小学校で、電気式による、普通教室及び特別支援学級の計16室です。(4)は、東豊中学校で、電気式による、普通教室以下記載の計12室でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

2件目の工事でございます。1の契約の目的ですが、平成30年度小中学校エアコン整備(その2)工事でございます。2の契約の方法は、特定建設工事共同企業体による制限付き一般競争入札です。3の契約金額ですが、1億7,930万円でございます。4の契約の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

次に17ページをお願いいたします。

入札執行調書でございます。入札件名は、平成30年度小中学校エアコン整備(その2)工事でございます。施工場所は、多賀城市新田字北320番地外2か所でございます。入札日時等は、その1と同様であり、入札の結果は調書のとおりでございます。

次の、18ページをお願いいたします。

工事概要でございます。1の件名ですが、平成30年度小中学校エアコン整備(その2)工事でございます。2の施工場所は、多賀城市新田字北320番地外2か所であります。3の工事期間は、契約締結日の翌日から令和2年3月31日まででございます。

4の工事概要でございますが、(1)は、山王小学校で、LPガス式による、普通教室以下記載の計30室です。(2)は、多賀城八幡小学校で、LPガス式による、普通教室以下記載の計18室です。(3)は、第二中学校で、LPガス式による、普通教室及び特別支援学級の計15室です。

次に、19ページをお願いいたします。

3件目の工事でございます。1の契約の目的ですが、平成30年度小中学校エアコン整備(その3)工事でございます。2の契約の方法は、特定建設工事共同企業体による制限付き一般競争入札です。3の契約金額ですが、1億7,886

万円でございます4の契約の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

入札執行調書でございます。入札件名は、平成30年度小中学校エアコン整備(その3)工事でございます。施工場所は、多賀城市城南一丁目17番1号外2か所でございます。入札日時及び入札種別は、その1、その2と同様であり、入札の結果は調書のとおりでございます。

次の、22ページをお願いいたします。

工事概要書でございます。1の件名ですが、平成30年度小中学校エアコン整備(その3)工事でございます。2の施工場所は、多賀城市城南一丁目17番1号外2か所であります。3の工事期間は、契約締結日の翌日から令和2年3月31日まででございます。

4の工事概要でございますが、(1)は、城南小学校で、都市ガス式による、普通教室及び特別支援学級の計27室です。(2)は、多賀城中学校で、都市ガス式による、普通教室以下記載の計17室です。(3)は、高崎中学校で、都市ガス式による、普通教室及び特別支援学級の計19室となります。

以上3件が、エアコン整備工事でございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

4件目は、南門復元工事を行う工事請負契約案件でございます。

本工事につきましては、多賀城市工事請負業者選定委員会において審議の結果、多賀城市建設工事総合評価一般競争入札試行要綱に基づく、「総合評価方式による制限付き一般競争入札」により行うことと決定されたものです。

1の契約の目的ですが、平成30年度特別史跡多賀城南門等復元工事でございます。2の契約の方法ですが、総合評価方式による制限付き一般競争入札です。3の契約金額ですが、3億1,768万円でございます。4の契約の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

入札執行調書でございます。入札件名は、平成30年度特別史跡多賀城南門等復元工事でございます。施工場所は、多賀城市市川字田屋場地内でございます。入札は、9月25日に行われ、入札の結果等は調書のとおりでございます。

次の26ページですが、総合評価方式の評価調書でございます。

ただ今申し上げました、この総合評価入札方式ですが、価格だけで評価して行う入札制度と異なり、公共工事の品質の低下を招かない調達を実現するために、価格に加えて価格以外の評価を含めて総合的に評価する、落札方式でございます。

価格以外の評価とは、入札参加者の企業評価、配置される技術者の能力、労働福祉、地域貢献及び不誠実な行為等で、これらを実評価基準に基づき点数化したします。これに、入札価格を基に点数化した価格評価点を加えた、総合評価点で落札候補者を決定することになるものです。

価格以外の評価項目及び評価基準については、参考として 次の27ページに掲載しておりますので、後ほど御覧いただくこととしまして、詳細の説明は省略いたします。

次に、28ページをお願いいたします。

続きまして、工事の概要について御説明申し上げます。

工事概要書でございます。今回の工事につきましては、多賀城南門等復元工事のうち、初重（一層）部分の柱組み立てまでを行うものでございます。

1の件名は、平成30年度特別史跡多賀城南門等復元工事でございます。2の施工場所は、多賀城市市川字田屋場地内で、3の工事期間は、契約締結日の翌日から令和2年3月31日まででございます。

4の工事概要についてですが、(1)の南門につきましては、アとして基礎部分にあたる基壇のコンクリート工事のほか、イの石工事として、礎石の据え付けや基壇の化粧用石材の調達などを行うものでございます。ウの木工事は、初重（一層）部及び二重（二層）部の一部に使用する部材の木材調達と、初重の柱の上部に横材を設置する頭貫までを行うものです。後ほど、32ページのイメージ図で御説明いたします。エの屋根工事は、次年度以降の工事で使用する平瓦の調達を行います。オの構造補強工事に関しましては、頭貫の部材と柱を接続する金具プレートの取付けなどを実施するものです。カの仮設工事は、棚足場や、南門を覆う素屋根と呼ばれる、高さ17.4メートルの覆屋、建築資材の保存小屋、加工小屋などの設置工事を行うものです。

(2)の遺構養生盛土につきましては、復元する南門と両脇に取付く築地塀の建設場所に、山砂1,990立方メートルを盛土するものでございます。

5のその他は、南門全体の概要について記載しております。(1)の形式については二重門でございます。(2)の構造規模につきましては、木造で、規模は桁行、正面で見た際の建物幅が10.5m、梁行、建物の奥行が6.6m、屋根の最高高さは基壇も含めて14.49mでございます。(3)の屋根については、本瓦葺で、構造は入母屋造りでございます。(4)の基壇につきましては、コンクリート造りで、周囲を化粧用石材で積み上げたものでございます。

続いて、図面について御説明いたします。

29ページから資料を横にして御覧いただきたいと思います。29ページは、今回実施いたします遺構養生盛土の範囲と、復元する南門・築地塀の位置を示

したものでございます。築地塀につきましては、令和3年度以降の工事着手を予定しております。

次の30ページは、南門を南側及び東側から見た立面図であります。点線で囲んだ部分のうち、今回の工事内容である初重（一層）部の頭貫までを斜線で示しております。

なお、門扉及び基壇周囲に据付ける化粧用石材につきましては、次年度以降の工事となります。

次の31ページは、南門の正面と側面を、それぞれ建物の東西方向、南北方向の真ん中で切った断面図です。点線で囲んだ部分のうち、斜線で示しました基壇及び柱部分が今回の工事対象となる範囲でございます。

次の32ページは、左側が基壇の平面図で、右側が今回の工事内容をイラスト化したイメージ図でございます。

左側の図で示しました基壇平面図には、礎石や柱の位置などを表記しております。基礎工事に関しましては、東西15.9m、南北12mの範囲にベタ基礎状の基壇を設け、12個の礎石を据え付けます。この礎石の上に直径54cmの柱が立ち上がります。右側の図で示しましたように、柱の上部には、頭貫と呼ばれる横材が組まれ、柱同士を繋ぐ内容となります。

また、基壇上には、壁と門扉を取り付ける際の土台にあたる、地覆と呼ばれる石と横木を設置するものでございます。これが、南門等復元工事の概要でございます。

以上で、4件の工事請負契約の締結案件についての説明を終わらせていただきます。

教育長

それではただいまの報告について質疑はありませんでしょうか。樋渡委員。

樋渡委員

9ページからの内容なんですけれども、入札の状況が書いてあるんですが、例えば、同じ企業体が別の入札に関わっていて、辞退というのは、他の所で入札が決まっているために、企業としての力っていうんですかね、21ページのところなんですけど、はじめの方で契約が決まっており、複数の契約は難しいということであらかじめ辞退になったのでしょうか。入札の日時としては、同じ時間で少し間がおいてあるので、その結果での辞退ということなんですか。それとも、その前に辞退になっているのでしょうか。その辺、お分かりでしたら教えていただければと思います。

教育長

副教育長。

副教育長

入札に関しましては、担当部署が総務部管財課というところになりますが、基本的には、入札の手続きの中で辞退があったということで、その辺に関しては、所定の手続きの中でされているということしか認識してございません。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

もう一つ、26ページの総合評価というところで、入札価格の評価と価格以外の評価というふうに2つに分かれているのですが、価格以外の評価というところは、松井建設株式会社は20点満点の中で見ると、3社の中ではかなり低いんですけど、ただ価格評価点というところで、突出して違っているために、結果的に総合評価で株式会社竹中工務店よりも少し上がっているということなんですけど、価格以外の評価点というのはかなり厳しくというか、多賀城との関係というところから、地元の企業に優先的に入札していただくということで、価格より地元の企業ということはとてもいいことだと思うんですが、点数のつけ方が平等ではないのかなという気がしたんですが、これは、常に価格以外の評価点に関しては、いろいろな工事に関する基本となっている共通項目と考えてよろしいんでしょうか。

副教育長

こちらにつきましても前段と同様に、担当部署が総務部管財課というところになりますけれども、こちらにありますように一定基準に従って、選定委員会の方で選定をして、基準に基づいて、入札が行われているところでございます。

教育長

その他にございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、質疑がそれ以上ないものと認め、臨時代理事務報告第18号を承認します。

議案第17号 指定管理者の候補者について

教育長

次に、議案第17号「指定管理者の候補者について」を議題といたします。
内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、資料の33ページになります。「議案第17号 指定管理者の候補者について」を説明させていただきます。

本案は、3の項指定の期間に記載のとおり、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間の多賀城市立図書館の指定管理者について、2の項に記載のカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社をその候補者に選定することを決定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

1の指定管理者の候補者とする理由でございますが、要約して御説明いたします。多賀城市立図書館の次期指定管理者の候補者の選定は、令和元年8月27日開催の第8回教育委員会定例会において、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書及び多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条第2号の規定に基づき、公募によらないことと決定されたところでございました。

この決定を受けまして、資料1の中ほどにございますけれども、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社を次期指定管理者の候補者とすることの適否を公正に行うため、多賀城市立図書館指定管理者選定委員会を設置し、令和元年10月1日に選定委員会の会議を開催いたしました。

審査結果は、「合格」、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社を次期指定管理者の候補者として適当であるという評価をいただきました。

なお、この結果を受け、令和元年10月18日開催の多賀城市立図書館運営審議会及び同月25日開催の社会教育委員会議に諮り、異議がなかったところ です。

37ページをお願いいたします。

多賀城市立図書館指定管理者選定委員会の概要について御説明いたします。

(1)の選定委員会の開催日時等については、記載のとおりです。

(2)の選定委員会の委員の構成についてでございますが、これは、多賀城市指定管理者導入方針に基づき、施設利用者2名、学識経験者又は有識者2名、関係行政機関の職員3名の計7名に選定委員になっていただきました。しかしながら、選定委員会当日、委員1名が欠席となったため、6名で審査したところでございます。

選定委員には、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社から提出されました事業提案書その他の申請書類を事前に配布し、会議当日には事業提案書等に基づくプレゼンテーションを受けていただき、申請書類やプレゼンテーションの内容に関する質疑応答を経た後に、採点を行っていただきました。

(3)の評価方法でございます。20項目の審査項目を設け、各選定委員が審査項目ごとに5点から0点までの6段階で採点することとしました。

次のページをお願いいたします。

選定委員1人当たり100点で、600点満点のうち6割の点数となります。360点以上の場合を合格とし、合格におきましても優・良・可の3段階に区分して評価することといたしました。

(4)の選定委員会の評価結果でございますが、別添資料1とさせていただきます「評価基準及び採点表」で御説明いたしますので、A3版の別添資料1を御覧いただきたいと思っております。

47ページでございます。一番左側でございます欄は、評価項目です。方針理念、収支の方針・計画、運営体制、維持管理から提案事業まで20項目を設定させていただきます、多角的な視点で審査できるよう設定いたしました。表の右上の方にありますAからFまでのアルファベットは各選定委員の採点内容になります。

採点結果を見ますと、委員の評価にばらつきがある項目もございますが、総合的にみまると、表の右下の総合得点の欄にありますとおり、426点で合格の「可」の評価となりました。この結果は、選定委員会において次期指定管理者の候補者として適当であると判断されたものでございます。

次のページを御覧いただきたいと思っております。

こちらは、選定委員会において審査基準に基づく採点のほかに、それぞれ評価できる点と今後の課題などについて、自由記述により意見を出していただいたものをまとめたものです。

恐れ入ります。38ページにお戻りいただきたいと思っております。38ページでございます。

38ページ中段下の所に見出しで4とあります、CCCの企画提案の内容で

ございます。これは、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社から提出されました次期5年間に係る施設運営等に係る企画提案の概要をまとめたものでございます。

記載内容の一つひとつの説明は省略させていただきまして、本日は、4項目ほどに絞って、その要点を御説明させていただきます。

1点目は、38ページにあります(1)の多賀城市立図書館の基本方針及び理念でございます。

これまでと同様に、図書館基本計画に基づき「東北随一の文化交流拠点」を基本方針に掲げておりまして、それをもとに、次のページを御覧ください。(2)指定管理業務実施にあたっての基本方針にありますとおり、アの一番下の段にあります。多賀城市民が史都多賀城としてふさわしい文化と情報を発信できる「ひとつづくりの場」としての機能を今後も担っていくこと、それから、下のウになりますけれども、民間ネットワークを活用し、図書館利用者の知的好奇心を支えるイベント等の企画を行っていくことなどが提案されております。

恐れ入ります2点目は、42ページを御覧ください。42ページをお願いいたします。下の方にあります、(9)図書館の基本業務に関してという所でございます。

42ページから45ページにかけて整理されておりますが、多賀城市立図書館本館は、開館時間が午前9時から午後9時30分まで、年中無休とするなど、アの開館・閉館業務を始め、他の項目におきましても、基本的にこれまでと同様でございます。ただ、45ページをお開きいただきたいと思っております。45ページの下段、(11)でございます。地域貢献等に関してという見出しがございます。ここにありまして、本市保健福祉部と連携し、就労支援に取り組むことなどが提案されているところでございます。

次のページをお願いいたします。

3点目です。(12)提案事業についてでございます。これは、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が、第2期において、新たにサービスを開始したいと考えたもの、又は既存のサービスをさらに拡充させたいと考えた内容を見出しレベルで整理したものです。これは、利用者アンケートなどをもとに、更なる改善を目指す取組みとして提案されたものでございます。

なお、この内容は、あくまで指定管理者の提案でございまして、当然ながら新たな財政投資が生じることから、これら全てを第2期において実施することを確定したものではありませんので、御了承いただければと思います。

最後に、(14)指定管理業務に要する指定管理料提示額でございます。令和2年度から令和6年度までの5年間で、14億2,984万4,000円とな

っております。これを平均しますと、1会計年度で、約2億8,596万円となります。

この額は、第1期、平成28年度から平成30年度までの3年間の平均決算額約2億7,000万円と比較しますと、1,500万円強の増額となっております。増額となる主な要因でございますが、3点ほどございます。一つは、消費税率の見直しによるものでございます。もう一つは人件費におきまして、正社員・契約社員のほかにアルバイトを雇用しているところなんです、アルバイトの方々におきましては、最低賃金を保障するという前提におきまして、毎年最低賃金が上昇している傾向にございますので、そういった賃金上昇分を見込んでいることです。3点目としましては、新規提案事業分を指定管理料に含めていることでもあります。

なお、最後となりますが、資料にはございませんが、今後のスケジュールでございます。本日、本案につきまして決定をいただきましたならば、市内部における行政経営会議において付議いたしまして、11月下旬の議員説明会で説明し、その後12月に開催される第4回多賀城市議会定例会において市長が「指定管理者の指定に関する議案」を提出し、議会の承諾を得て、はじめて指定管理者の指定を行うこととなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。根来委員。

根来委員

1点、お尋ねします。今回提示いただいた企画提案の概要についてなんですが、この内容の根拠というのは何かあって企画立案に至ったのか、教えていただけますでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

一番大きな所としましては、毎年2回っております利用者アンケート、その中でさらにこういうことがあった方がよいよねということで、改善を求められている事項があります。具体的に、今回の資料46ページのアからクまでの提案の中には、一つは、オの3階学習スペースの管理強化だったりとか、それ

から、カのイベントのWEB予約の導入だったりとか、あとは、クの飲食可能エリアの設置だったりとか。あとは、日ごろの窓口なんかで利用者の方からいろいろ出てくる声であったり。あとは、昨今の世の中の主流といいますか、傾向といいますか、そのようなものを含めての御提案というのが、今回のこの内容になっております。

教育長

根来委員。

根来委員

では、もう1点お尋ねいたします。今回の提案を立案するにあたって、検討する場合に必ずその対象となる年齢層であるとか、利用者層というものを想定したうえで立案すると思うんですが、これまでのやってきた評価とこれからやろうとする企画に対して、これまでの評価の良いとされる部分の年齢層、対象となる方々、それから、これから立案しようとする対象となる年齢層の方々をある程度リンクさせた方が効果があると思うんですね。その辺を融合させた企画というのはなかなか難しいとは思いますが、今回の46ページの今お話があった提案事業の状況を見ると、これまでの運営に対して良しとする部分の年齢層っていうのは比較的高い人たちに対してのサービスは充実しているので、今度は若い人たち向けにというふうに私は見てとれるんですが、どうなんでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

はい、確かに旧図書館と比べると、幅広い年代層に御利用いただいているところでございます。しかしながら、年代層をさらに分析していきますと、やはり未就学児であったり、そういったところが少し弱いかなと考えております。ではどうするんだという所で、一つの考え方としてはブックスタートというものが出てきております。またこれは、日本全国の中で見ますと、ブックスタートを開始している自治体ってたくさんあるんですね。なんかそういう傾向というか、それがトレンドだよねという思いが反映されていると思っております。

一方で、働き盛りの方々の催事への参加であったり、本を借りに来る方もいるんですけど、やはりお仕事中ですとなかなかということもあるので、やはり

手元のインターネットを活用していろんなことを検索出来たり、イベントに参加申し込みができるといいよねということで、そういったことがイベントの動員につながったりという考えがあります。

あとは昨今、読書バリアフリー法という法律が制定されまして、視覚障害の方であったり、聴覚障害の方であったり、そういった方についても書籍に触れる機会というものをきちんと作らなければならないということがありまして、音声読み上げのサービスであったり、あとは身体障害の方につきましても、なかなか図書館まで足を運べない方もいらっしゃる、そういった方に対しても図書に触れる機会を与えたい、それじゃあ宅配しようとか、ということが提案されまして、これまで出来ていたことの強みを伸ばすということもありますが、若干隙間となっていた部分を補填・補完するような取組みをしようということで挙げてきているところはございます。

教育長

他に御質問ございますか。樋渡委員。

樋渡委員

ほかの図書館に行ってみると、こちらの図書館の良さっていうのをとても感じるんですけど、その中で、この評価の所で、6人の委員の方っていうことなんですけど、かなり厳しい評価をされている委員の方と、もう一つは、項目に関しても、特に「サービスの維持・向上」とか「図書館行事等」とかで、2点っていうかなりきつい点数をつけられている委員がいらっしゃるのが、個人的なものなのか、やはり熱い思いがあるのか、トータルの点数だけではなく、2点をつけられている項目に関しては少し細やかに分析とかしていただけたらという気がしました。

それからその、提案事業ということで、ブックスタートということで私も調べたんですけど、普通は自治体で行う事業ではあるけれども、それをCCCが提供して、尚かつ資金を導入してされるというふうにとってよろしいんでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

ブックスタートの件ということで回答させていただきますが、ブックスター

トを導入するという決定をした場合になるんですけど、基本的にそれに係る費用は市が出します。指定管理料の中に加えてという形で。ただ、実際にこれは決定事項というわけではなくて、どういうふうな仕上がりにするかという話なんですけど、例えば、0歳児の健診なんかがございます。これまでもですね、そこでこんなブックリストがありますよと御紹介したりするんですけど、そういった場面において、本の読み聞かせなどをしながら、そのブックスタートで導入する本などを無償でお渡しすると、そんなところを考えているところでございます。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

そうすると、その無償になる本に関しては、その指定管理者の方で購入して市に配布みたいな形になるんですか。また、今とてもITとかゲームとかいろいろなものはやっているところで、0歳児からの絵本というのはとても大事なことだと思うんですね。そういうところで、それがどういうふうに入られて、いわゆる経営的なところで介入するのかっていうところが気になりました。

それともう一つ、45ページの地域貢献等に関してということで、新たな就労支援ということで、引きこもりとかいろいろ就労に就けない方に対して、図書館で働くことが第一歩として就業体験を行うということで、いずれ、例えばそういう方が働いてお手伝いしてもらって、お互いにプラスになる関係になるのかなと思ったんですけども。一つは、これは引きこもりとかの方で、あともう一つは、大きい企業体になると障害者を何パーセント、いわゆる企業として働いていただくって形があるかと思うんですけど、いずれそういうことも考えてらっしゃるかどうかってことが分かれば。

それともう一つが、アルバイトの最低賃金とかそういうことが指定管理料の提示額っていうところで、上がってくることの一つの理由として挙げられていたんですけど、最低賃金っていうのは国で言っているのと宮城県の最低賃金と、かなり地域差ってことであると思うんですが、どこを基本として考えられているかを教えていただければと思います。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

まず、最低賃金につきましては、宮城県の最低賃金、こちらの方を参考にさせていただきます。

それから、就労支援と障害者雇用は別物と考えておきまして、障害者の雇用を仕様、いわゆる条件に入れておきますので、現時点におきまして、障害者の雇用はされております。また、法定の雇用率も達成しております。ここでいう就労支援につきましては、実際にどういった内容にしようかということ、保健福祉部の方と洗い出しをしているところなんですけど、対象となる方の個性・特性などを鑑みながら、例えば直接接客できるフロントに立っていただく場合だったりとか、あとはバックヤードとか、蔵書の点検だったりとか、個別具体的にこれというふうに限定することなく、それぞれの人に合わせてやっていこうかと、そんなことで話をさせていただいております。

ブックスタートなんですけども、NPO法人でブックスタートを作っているところがありまして、そこにこんな本がありますよというのがあります。なので、それを購入する形になります。購入したものを、0歳児健診時において、CCCのスタッフが保健福祉部健康課の職員と連携しながら、その会場において実際にこんな本ありますよと御紹介して渡すことになります。ですので、費用そのものは、指定管理料という形でCCCに行くわけなんですけど、CCCの方では市からいただいた指定管理料の中で購入します。どの本を購入するのかにつきましては、そこも我々市の方も積極的に関わりながら選書をしていくという形になります。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

そのNPO法人が関わっていくとすると、逆に言うと、赤ちゃん目線で考える方々の集まりだと思うので、偏りはないかと思うんですけど、そういう本の導入とか推薦図書なんかで、偏りができたりはないように幅広く見ていただいて、赤ちゃんのことを考えて本の選定というのはかなり難しいのかなとは思いますが、なるべくそういうふうにしていただけたらと思います。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

まだこれも、予算措置が決まっていないので、あくまでやるとなった時の考えという話になるんだと思うんですけど、当然1種類だけではなくて、複数種類を選択いたしまして、それを選んでいただく話になるのかなと思っております。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

先ほどお話しした点数の低い評価についても細かく分析していただきたいことについては要望なんですけど、蔵書という意味で、図書館としてはとても素晴らしいと思うんですけど、蔵書の充実っていう所が、もしかしたらこれから最も力を入れていただけたらいいかなと考えておりました。

あと、45ページのTカードなんですけれども、新しく更新するときには確か有料になるかと思うんですね。最初の導入のところで、図書館のカードを作る時に、どっちかというTカードに誘導するような感じの流れがあったような気がして、私個人としては、前から持っていた図書カードで今も使用しているんですけど、個人的な考えなんですけど、Tカードへの導入というのか、どうしても更新するときには有料になるかと思うんですけど、できるだけ有料にならないやり方が出来たらなというふうに、希望なんですけども。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

まずTカードを更新する際なんですけれども、既存の図書館専用カードからTカードに切り替える場合でも、そこで、いわゆるTカードの代金は発生しないんです。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

Tカードの何年か毎の更新というのか、もしかしたら蔦屋と一緒になってい

る場合か分からないんですけど、記憶が定かではなくなっているんですけど、最初に導入というか選択するとき、1つのTカードの種類に関しては更新の時に有料になるっていうふうに記憶があるんですね。最初ではなくて、何年か毎の更新という時に、そういう説明を受けたのですが。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

Tカード付きの図書館利用カード、又は、専用の図書館利用カードの2つ有る訳なんですけど、Tカード自体もレンタルできるものと、あとはレンタル以外の物販ができるものなど、いろいろな種類があるようです。通常のレンタルビデオで使用するようなTカードなんかには更新する際に、更新手数料がかかったりしているのかなと思うのですが、少なくとも、図書館の図書カードを更新する際に、使うときの更新手数料とかは発生しておりません。なお、改めて再度確認はさせていただきますけれども、基本的には発生いたしません。あと、更新する際に、どちらがよろしいでしょうかという提示はいたしますが、Tカードの方がお得ですよとか、そういうような誘導とかは一切しておりませんので、そこは御理解いただければと思います。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

最初に作る時に、どちらかという選択はできるんだけど、Tカードの方にもっていくような印象を受けたので、あくまでも私は図書カードで作りたいっていうふうにお話ししたんですけど、流れに沿って行くと、Tカードのレンタルだとかクレジット機能だとか、そのへんは私も記憶にないんですけど、開館したときにそのような流れがあったかなという気がしたので。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

他に御質問いただきました蔵書の関係なんですけど、蔵書についてはですね、

ちょっと視点を変えましてお話させていただきたいと思うんですけど、県内にたくさん市立・町立の図書館がありますけども、1人当たりの蔵書の貸出し冊数は、県内35、県立図書館も含めてですが、多賀城の図書館が1位なんです。それだけ、多くの人に来て本を借りているという現状があります。

なので、それをもって蔵書の充実を図っていく必要性はあるので、これまでも、それからこれからもそうなんですけれども、資料の蔵書の収集・選定基準というのがありまして、幅広く網羅的に児童書から専門書まで取りそろえることにしておりますので、改めて御指摘も含めて、今後、蔵書の充実を図ってきたいと思います。

教育長

他にございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長

それでは、採決に入りたいと思います。議案第17号について、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、議案第17号について原案のとおり決定します。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いいたします。菊池委員。

菊池委員

まさしく今図書館で、幼児コーナーというか子どもコーナーの方がこの前の水害があつて、一部使われていないところがありますよね。指定管理料というのがありますけども、天災とかなんかの時には、市の方でその部分というか、配慮をしてあげているのかどうかを一つ伺いたいことと、それから、恐らくフ

フロアが水害で入れないんでしょうけども、それは、いつ頃再開になる予定というのは決まっているのか、その2点を聞かせてください。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

すみません。実はこの場でお話ししようというふうに思っておりました。いろいろなことを御心配いただいたなと恐縮でございます。

今回、どういった浸水被害だったのかということなんですけれども、御承知のとおり台風19号というのは、降り始めから250mmを超える雨量なんですね。市立図書館の所では、1階のキッズフロアの所で二つの浸水被害があったということです。

一つは、カーペットを敷いてあるところで、そこに外からの雨水が入ってきて、カーペットとその下の床板を濡らしてしまったということです。実際に、すぐに復旧ということで、クリーニング、掃除機とかかけたりしたんですけど、大事を取りたいということでまだあのままになっております。

二点目は、読み聞かせコーナー、あそこ若干通常の地盤よりも低くなっているんですけど、そこに水が滞留してしまったということがございます。何が原因かっていうと繰り返しになりますが、250mmを超える雨っていうことになると思いますが、それは通常であれば水は地面の下に吸い込みます。特にあそこは、透水性の舗装をかけていますから、地中に水が浸透するような施工をかけているんですが、ただ土壌内でその水を飲み込んでいられないくらいの水が溜まりましたから、水が低い方に流れるということで、コンクリートの所に隙間があるんですね、打ち継ぎ部分と呼ぶんですが。そこから侵入して、低くなっているところに水が溜まってしまったということでございます。

これにつきましては、建設された時の当時の事業者にもお越しいただいて、どのように復旧が必要なのか、ただ単純に復旧だけであれば、今後同じような雨が恒常化する恐れもあるので、同じ現象が起きては困るから、逆に改善改良が必要であると、そういった点があれば御指摘いただきたいということでの報告をいただいております。

費用負担ってどうするんだという話なんですけども、これも現在、整理中といたしますか交渉中なんですけれども、あそこが再開発ビルA棟の中で、当然風水被害を含めた保険をかけております。ただその保険適用の有無なども今模索しております、実際に工事費がどれだけかかるのかの見積もりと保険適用の有無

なども含めて、実際に着手していこうと考えております。正直、今あと何か月かかるかについては、なかなかお答え難しいところでございます。

教育長

他にございませんか。生涯学習課長。

生涯学習課長

前回の定例会で、樋渡委員から決算の質疑の中で、芸術文化の振興で東大寺展に多賀城市民と市外でどれくらい来場したのかという御質問を頂戴しておりました。それを担当課を通じて、県の方からアンケート内容を徴取したんですけど、それについての御回答でございます。

まず、県の施設でございますから、多賀城市か多賀城市でないかという統計はとっておりません。東大寺展にお越しいただいた方の人数が、6万8,503名です。そこで、アンケートに御回答された方が2,135名いらっしゃいました、そのアンケートを帰納的に考えますと、宮城県からお越しの方が61.1%でございます。したがって、さきほど6万8,503名と申し上げましたが、このうち約6割の約4万2,000人が宮城県からお越しと考えております。

もう一つだけ申し上げますと、これまで歴史博物館の中で開催いたしましたさまざまなイベントがございましたが、それらと比較すると、実は関東圏からお越しの方がけっこういらっしゃったということです。先ほどの2,135名の回答に対して、その約1割、11%が実は関東なんです。ほかのこれまでの、アンコール、ラスコーなどの催事におきましては1～3%位だったんですが、東大寺展においては11%、関東圏域の方が相当程度この多賀城にお越しいただいたということが傾向として見受けられます。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和元年第10回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時6分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 見立屋 雅子

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和元年11月28日

多賀城市教育委員会

教育長 印

委員 印

委員 印